

内田貴著「民法、総則・物権総論(第4版)」東京大学出版会 2008年4月3日刊を読む

## 民法の解釈について

### 1. ゲームのルールと法律

(1)民法を学ぶということは、民法を適用して実際の紛争を解決することができる能力を養うということであり、また、そのような民法の適用結果を前提とした行動をとる能力を養うということでもある。このことを理解するには、ゲームを学ぶ場合を思い浮かべればよい、野球であれトランプであれ、新しいゲームを学ぶには、まず基本的な用語と基本的なルールを知らなければならない。しかし、それらを知ることそのものが目的なのではなく、ルールを身につけて、自らゲームに参加するために学ぶのである。民法は、企業間取引から消費者の日用品の購入まで含めた取引行為や、婚姻等の家族生活に関する最も基本的なルールであるが、取引行為をゲームにたとえるなら、ゲームのルールという比喻を用いることもあながち的外れではない。

(2)ただし、現実の取引社会や家族関係は、野球やトランプゲームのように単純ではないから、ルールが予想していなかった事態がしばしば起きる。また、ルールの意味をめぐって意見が分かれ、何を定めたルールなのかについての争いも繰り返し生ずる。通常のゲームの場合には、ルールの適用を専門に扱う審判者がいるとは限らないし、スポーツのように審判者がいる場合でも、トラブルそのものが限られているので、ルールの適用をいかになすかについての学問が発達することはなかった(かつて「私がルールブックだ」と豪語する野球の審判もいた)。しかし、社会活動を対象とするルールである法律の場合には、どのようにルールを適用するかが深刻な対立をもたらすので、古くから、ルールの適用の仕方を対象とする学問が成立した。それが法解釈学である。そのなかで、民法の適用を対象とする分野が、民法学ないし民法解釈学である。

P6

### 2. 優れた法の解釈の要素

(1)まず第1に、法の解釈には一貫性が要求される。結論の妥当性を追求する余りの行き当たりばったりの解釈では優れた解釈とはいえない。一貫性とは、すでに蓄積されている確立した法原理との整合性と言い換えることもできよう。これは、解釈者が広範な法的知識を持っていることを要求するだろう。同時に、このことが意味するのは、法の解釈は漸進的な改革の道具ではありえても革命の手段とはなりえないということである。

(2)第2に、ある事例で提示された解釈論は、同様な事例で先例として機能することが予定されている。したがって、解釈論は、その射程に含まれる類似の事例においても妥当性を主張しうるものでなければならない。ある特殊な場面でのみ妥当な結論を導けるというのでは、解釈論とし

て優れているとはいえないのである。このことは、解釈者が柔軟な思考力と幅広い視野を身につけていることを要求するだろう。

(3)第3に、優れた解釈論は、その背後に説得的な思想を持ち、正義・衡平の観点から支持を得られるものでなければならない。これは言うは易くして実践することの極めて困難な要請であるが、端的にいえば、常識に合致した結論でなければならない、ということである。この場合の常識は、単なる日常的常識ではなく、法的素養と切り離すことはできないが、同時に、社会一般の常識、取引行為の場合なら取引社会の常識とかけ離れた解釈は優れているとはいえないのである。

### 3. 解釈と人格

(1)以上のように、優れた法の解釈とは、マニュアル化された解釈テクニックを学べば誰でも実践できるものではなく、解釈者の法的素養の広さ、深さに加えて、バランス感覚、さらにはその人格に依存する度合いが大きいといわなければならない。

(2)このような場でモラリスト風のお説教をすることは本意ではないが、優れた法の解釈を実践するためには、何よりも自らを知的・人格的に磨かなければならないのだ、ということ、ほかならぬ私自身が、痛切に実感しているということを、最後に付け加えておこう。

P10 ~ 11

#### [コメント]

債権法改正からスタートする民法改正を推し進めるために、東京大学法学部の民法教授を辞して法務省参与として活躍なさっている内田貴先生の民法教科書。我妻栄先生や星野英一先生の教科書も素晴らしいが、わかりやすさの点ではこの内田先生の教科書は 1。親切この上ない。ぜひ、何度でも繰り返し熟読して民法を身につけたい。

- 2010年2月8日 林明夫記 -